

法改正等に伴う対応について

👉 法律等の改正に伴い、規定整備等の対応を行う。

部 局	事 案 名	概 要	議 会 対 応
子ども施策推進室	家庭的保育事業等における連携施設の確保をしないことができる期間の延長等について	▶内容 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）の施行に伴い、連携施設の確保をしないことができる期間の延長等を行う。 - 家庭的保育事業等の連携施設確保に係る経過措置期間の延長 - 家庭的保育事業者等における食事の提供の特例の改正 ▶改正を要する条例 - 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月中央区条例第24号） - 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年10月中央区条例第21号） ▶施行予定日 公布の日	委員会報告 ・福祉保健 ・特別
中央区保健所	難病患者福祉手当の支給対象疾病の変更等について	▶内容 難病患者の福祉の増進を図るため、その患者に対して難病患者福祉手当（以下「手当」という。）を支給している。今回、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第382号）が告示されたこと等に伴い、手当の支給対象疾病の変更をするほか、所要の規定整備を行う。 ▶改正を要する条例 中央区難病患者福祉手当条例（昭和51年3月中央区条例第19号） ▶施行予定日 公布の日（令和7年4月1日適用） 施行の日前に変更前の疾病名で難病患者福祉手当の受給資格の認定を受けている者は、変更後の疾病名で受給資格の認定を受けている者とみなす。	委員会報告 ・福祉保健